

年収 360 万円未満相当の世帯における 要保護者等世帯又は多子世帯に係る保育料の減免について

平成 28 年（2016 年）4 月より子ども子育て支援法施行令が一部改正され、年収 360 万円未満相当の世帯を対象に、要保護者等が属する世帯又は多子世帯について保育料の負担軽減措置が拡充されました。

1 要保護者等世帯に係る減免について

(1) 対象者

市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯で、保育料算定対象児童（自由契約児を除く）の保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者が要保護者等に該当する世帯

なお、要保護者の要件は次のとおりです。

ア 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に園児を扶養している者（保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）

ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(2) 減免内容

全額減免とします。

2 多子世帯に係る減免について

(1) 対象者

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保育料算定対象児童（自由契約児を除く）が第2子又は第3子である場合

(2) 減免内容

第2子は保育料を現行の額の半額とし、第3子は全額減免とします。

3 補足事項

(1) 世帯の市町村民税所得割額の算定方法

所得割額の算定に当たっては、原則は父母の所得割額の合算となります。ただし、家計の主宰者が父母でない場合は、保育料算定対象児童が同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の課税額の合計により判定を行います。

(2) 市町村民税所得割額の確認方法

市町村民税所得割額は、市民税・県民税特別徴収税の決定・変更通知書、市民税・県民税納税通知書等で確認ができます。

(3) 市町村民税所得割額の該当年度

各年度4月～8月分の保育料は前年度市町村民税所得割額にて判定されます。
9月～3月分は、当該年度市町村民税所得割額にて判定されます。

(4) 児童の年齢制限

多子世帯の子をカウントする場合の第1子の考え方について、保護者と生計が同一の子であれば、年齢は問いません（保護者が扶養している子に限る）。

なお、生計を同一とする世帯とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば修学、療養等の都合上別居している場合で常に生活費、学資金、療養費等の送金がある場合は、生計を同一としていることとなります。

(一斉入所及び随時受付用)